

Ver3.0

結核の既往を「不明」とする場合、本人あるいは家族に既往を聴取することと、過去の病歴を参照して、既往の有無を診ていただいた上で、わからない場合のみ「不明」としてください。

(せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等)

※Ver3.0 : 2022(令和4)年10月25日改訂版